

(3) 「京都府水洗化総合計画 2015」

「京都府水洗化総合計画」は、水洗化施設の未整備地域の早期解消を目指し、経済性、整備の迅速性、環境への効果の観点から効率的・効果的な各水洗化整備手法（下水道・集落排水・浄化槽等）を選定した計画である（平成3年策定）。

近年、人口減少や高齢化の進行、地域社会構造が変化する中、頻発する集中豪雨対策や施設の老朽化等の新たな課題も顕在化してきたことから、下水道や集落排水施設等の老朽化への対応、安定的な事業経営、汚水処理サービスの持続的な提供に向けた管理・運営、激甚災害への備えや下水道資源の再資源化等の新たな課題に対応するため、学識者等による検討委員会を設置し、平成27年度に「京都府水洗化総合計画 2015」を策定した。

同計画では、平成32年度までに希望する全ての府民の水洗化を実現するために整備促進を図るほか、未接続の解消や合併浄化槽の整備、汚水処理サービスの持続的な提供や激甚災害への備えや下水道資源の再資源化等を目標としている。

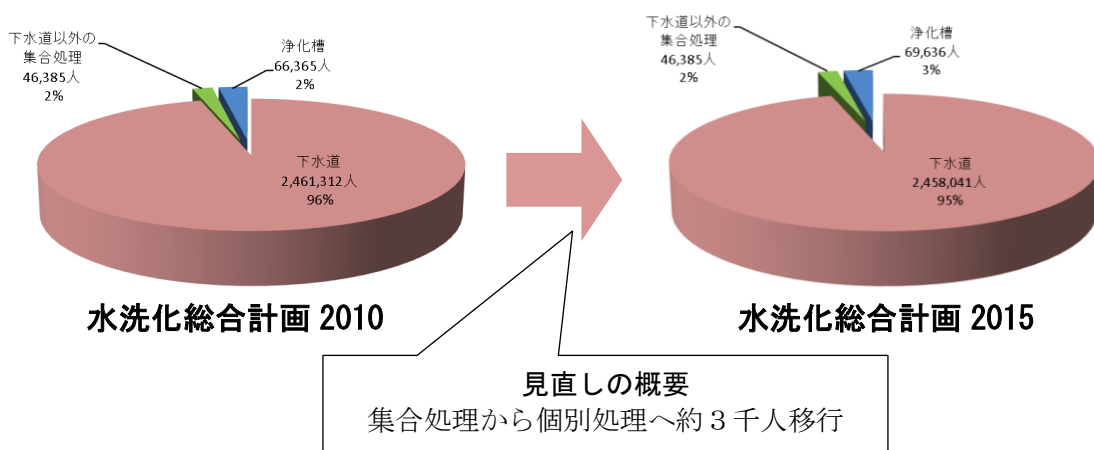
「京都府水洗化総合計画 2015」における整備の見込み

整備手法	平成26年度末		平成32年度末		
	供用市町村数	汚水処理人口普及率(%)	供用市町村数	汚水処理人口普及率(%)	
集合処理	下水道	23	97.6%	23	99.7%
	下水道以外の集合処理	12	98.2%	12	100.0%
	計	24	97.6%	24	99.7%
個別処理（合併処理浄化槽）	19	83.8%	20	70.4%	
計	26	97.2%	26	98.9%	

※下水道以外の集合処理は、農業集落排水、林業集落排水、漁業集落排水、コミュニティ・プラント等

※個別処理（浄化槽）の供用市町村数は、国庫補助事業で設置されたもののみ

※個別処理（浄化槽）には、集合処理区域内の合併処理浄化槽設置人口を含む



(4) 「流域別下水道整備総合計画」

「流域別下水道整備総合計画」は公共用水域の水質環境基準を維持達成するため、下水道で整備すべき区域や下水処理場の処理水質を定めた下水道整備に関する総合的な基本計画であり、下水道法第2条の2に基づき、都道府県が策定する。

京都府では、「大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画」(平成22年8月策定)、「若狭湾西部流域別下水道整備総合計画」(平成28年3月策定)により、府内の下水道整備を促進している。

計 画 名	大臣同意年月日	計画目標年度	目標水質項目	対 象
大阪湾・淀川流域別下水道整備総合計画	平成22年8月19日	平成37年度	COD、T-N、T-P	淀川流域
若狭湾西部流域別下水道整備総合計画	平成28年3月31日	平成42年度	COD、T-N、T-P	由良川流域等

(5) 「京都の流域下水道・長寿・循環再生プラン」

京都府の流域下水道事業は昭和47年に着手し、現在4カ所で実施している。そのうち、桂川右岸流域下水道および木津川流域下水道では供用開始後約30年が経過し、今後、老朽化による大規模修繕・更新が必要となる施設・設備の増加が予想される。下水道経営の観点から合理的な投資が必要となる一方、良好な水環境や水循環の保全を図る必要があるなど、様々な課題があるが、これらの課題を解決するため、アセットマネジメントの考え方を導入した「京都の流域下水道・長寿・循環再生プラン」を、学識者等による検討委員会を設置し、平成18年12月に策定した。本プランの基本方針は、以下のとおり定めている。

施策の4つの基本方針

- 安心・安全、経済性、生活環境、地球環境の4つの視点からサービス水準を設定し、達成状況をアウトカム指標で開示、評価する仕組みづくり
- 限られた予算で最大の効果を得られるよう、流域下水道の個所ごとのアセットマネジメント実施計画を策定
- 水系の水環境・水循環の保全を図る観点から高度処理を計画的に推進するほか、改築更新に併せた施設の耐震化、非常時の早期復旧等のための検討
- 府民や流域下水道関係市町と相互に連携するため、「情報発信」から「情報共有」へ転換

流域下水道の個所ごとの長期計画であるアセットマネジメント実施計画を基に、今後10年程度の具体的な改築更新計画を策定し順次実行するなど、PDCAサイクルにより運用することとしている。

